

令和2年度第2回日野市公契約審議会議事概要

開催日時場所	令和2年10月20日(火) 午後6時30分～午後7時10分 日野市役所1階 101会議室
出席委員	<p>会 長： 西浦 定継 (学識経験者 / 明星大学建築学部教授)</p> <p>副会長： 小池 孝範 (学識経験者 / 弁護士法人 ENISHI)</p> <p>委 員： 亀山 孝一 (事業者団体関係者 / 日野市商工会理事)</p> <p>委 員： 糟谷 敏美 (事業者団体関係者 / 日野市商工会理事)</p> <p>委 員： 田辺 真樹 (労働者団体関係者 / 全建総連東京都連日野地区協議会)</p> <p>委 員： 伊羅胡 和哉 (労働者団体関係者 / 連合三多摩ブロック地域協議会南多摩地区協議会)</p>
<p>【次第】</p> <p>1. 開会</p> <p>2. 議事</p> <p>(1) 令和2年度 工事運用状況について</p> <p>①対象工事の契約状況について</p> <p>②市内事業者の活用について</p> <p>(2) 委託の適用開始に向けて</p> <p>①労働報酬下限額について</p> <p>②事業者との意見交換会について</p> <p>③見積徴取時のヒアリングについて</p> <p>3. その他</p> <p>4. 閉会</p>	
<p>2. 議事</p> <p>(1) 令和2年度 工事運用状況について</p> <p>①対象工事の契約状況について</p>	
事務局	・ 令和2年度公契約条例対象工事の運用状況を説明
委 員	・ 中間期が10月の案件は、次回の審議会で台帳を確認できるのか。
事務局	・ 提出期限が12月のため、事業者からの提出のタイミングによっては難しい。
<p>(1) 令和2年度 工事運用状況について</p> <p>②市内事業者の活用について</p>	
事務局	・ 公契約条例以外で市内事業者活用を進める制度である日野市総合評価方式の実施方法と令和元年度に事業者から提出された資料の確認状況について説明。また、共同企業体による入札方法を説明。
委 員	・ 総合評価方式において、市内下請企業について加点申請をし、履行確認において不合格となった案件はあったか。
事務局	令和元年度契約においては該当ありませんでした。

委員	<ul style="list-style-type: none"> ・この審議会は公契約条例について審議する場なので、これまで総合評価方式の内容を具体的に確認する機会はあまり無かった。今回のように、参加事業者の加点申請状況などが示されると、市内業者の活用を考えている業者が結構いることが見えてくる。 ・施工する業者にも条例の中に市内業者を活用することが含まれていることをきちんと知ってもらって、なるべく今後市内業者の活用を働きかけていくというような話が審議会の中で出していければと思う。
<p>(2) 委託の適用開始に向けて ①労働報酬下限額について</p>	
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主管課への公契約説明会を実施した結果について説明。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主管課に条例の趣旨がうまく伝わっていない印象を受けた。 ・ 業者の持ち出しが多くなってしまおうのではという危惧もあるようだが、条例制定に向けた最初の動きが、市の積算が正しくできてないため事業者に適正な価格の支払いができていないのではないかとこのものであり、市の職員には条例の趣旨や制定までの経緯についてはしっかり理解してもらう必要がある。 ・ NPO法人などで、市民活動の延長として受託している場合でも対象となる。労働報酬下限額を払えるだけの積算をして、市から正しくお金を払ってあげないと事業者は苦しい。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一方で、条例を適用しないでほしい、このまま事業継続したい、というNPO法人等もあるかもしれない。また、行政としては財政が厳しく、予算を上げられるか難しいこともあるのでは。運用で行き詰まることのないように両面考える必要がある
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日野市の条例は、発注者と受注者の合意により守られる形で進めてきている。事業者の実態等を把握して条例の適用案件を検討していくべきだと思う。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公契約対象工事の元請け業者の契約担当者とは話す機会があったため、ご意見を伺ったところ、条例の対象となることによって生じる事務は難しいことでもなく、事務量がそんなに増えるわけでもないが、なかなか面倒臭いという話があった。ダンピング防止という条例の目標や目的などの大きな話をしたところ、すごく納得されていた。説明にあたっては、まず目的のところをよく話し合っていたいただき、そこからの運用・手法の検討に進んでもらえばよいと思う。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事が始まる際には、主管課に対して実施した説明会では、今回とは違う反応であったのか。工事の時に理解が得られたのであれば、同じような話で持っていければ良いと思う。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事には設計労務単価があり、労務単価に基づいて積算ができるのでイメージしやすいと思います。委託では積算根拠が明確ではなく、市の職員側も労働者への賃金がどれくらいの単価なのか実態の把握が難しいところがありますの

	<p>で、理解されにくい部分があったかと思います。こちらの準備不足ということもありますが、来月の事業者向けの説明会に向けて練り直しをしたいと思います。</p>
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・下限額を決める際、他市の場合では、最低賃金の上昇に10月の改定を見込んだ上昇分とプラスアルファというような考え方を基準に審議会で決定していると思う。 ・職種別に下限額を設定しているような場合は、主管課から業者への聞き取りした内容が反映されていると思う。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・決定にあたっては対象となる業界の賃金データを取り、物価等を勘案した形になるのか。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・日野市で対象となっている3業種にそれぞれ下限額を決めるかどうかは主管課が業者の意見をよく聞いてもらう必要がある。来年8月までに決定することを考慮すると、最低賃金プラスアルファという考え方をもとに下限額を設定していくことになるのではと思う。 ・また、例えば給食調理で言えば、調理補助にあたる方は、ハローワークなどでは最低賃金で募集がかかっているような業種だと思う。そういうところが少なくともプラスになるような方向性の金額を検討していくことになるのでは。 ・業種の平均値に下限額を設定してしまうと払えないところが出てきてしまう。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・例えば、最低賃金ではない人が8～9割いるような職場で、1割くらいの最低賃金の人たちについて、何とかもう少し対応してもらいたいというのが条例の趣旨であり、委託の事業費に占める全体の人件費を上げろというものではない。そこを理解してもらえれば、事業者の事業を圧迫するような方向にはならないと思う。 ・最低賃金で働いている人がどのくらいの割合にいるのかはなかなか分からないと思うが、市の事業で技術的なものも加味して委託しているわけだから、最低賃金で人をかき集めてやっている事業は本来無いと思う。最低賃金レベルで従事せざるを得ない人たちの質をある程度確保するという意味で、最低賃金プラスアルファの賃金を払ってもらうという条例趣旨がしっかり伝わるようなものと、それに見合った金額の設定を来年までに検討したい。
<p>(2) 委託の適用開始に向けて ②事業者との意見交換会について</p>	
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・説明会用資料についてご意見をいただきたい。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・条例の目的として事業者の経営環境を維持改善するとあるが、おそらくこれが事業者にとってのメリットになると思うが、どのように改善することを想定して書かれているのか。

委員	<ul style="list-style-type: none"> ・労働条件が改善すれば労働者の意欲も上がり、公共サービスの仕事に対しての仕上がり良くなり、品質確保に結び付く。 ・こういった手当がしっかりされてくる中で、労働者が地域の公契約条例に携わる事業者に住ついてくれるようになる。工事で言えば3日や半日で辞めてしまうという話がよくある世界の中で、やる気を持って仕事に取り組み、長く会社に居て技術を習得し、公共サービスが潤沢に回るようになるというサイクルがあるということを端的に言っている。これがうまく回れば、経営環境の維持改善に繋がる話と言える。 ・スライドでの書き方だけだと何のことだろうか説明を聞くまで分からないと思うが、事業者に対し熱意を持って目的や辿り着きたい場所を含めて説明をすることで初めて理解を得られるものだろうと思う。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者の理解を得るためにも、事業者にとってのメリットは伝えておいた方がよい。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・改善するのはあくまでも経営環境であって、経営を改善するものではない。事業者によってはこんなことをやったら経営が悪化してしまうよという理解をされてしまうかもしれないので、間違った理解をされないようしっかり説明する必要がある。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・工事に関しては積算基準が明確に決まっており、基本的に下限額を上回る賃金が今までの積算に含まれている話なので市の予算上にも影響がないと考えても差し支えないと思う。 ・委託や指定管理においては、明確な基準が無い中で進めるにあたり、適正な積算が行われることが大前提であり重要と考えているが、条例によって賃金が改善される方がいて、結果、予算が増額となる可能性もある。
(3) その他	
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・前回の審議会を確認事項としていた「工事の積算において、建設労働者等の雇用に伴う必要経費（人件費の41%・法定福利含む）が含まれているのか」について、市の積算は国や都の基準に則って行っており、必要経費についても適正に計上されていることを説明。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・他の自治体でも同様に積算に含まれているものと理解しているが、下請業者等への必要経費の支払いについては、建設業界や入札・契約制度の課題として今後も引き続き議論をしていきたいと思っている。